

東金市市民活動総合補償制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東金市（以下「市」という。）が行う東金市市民活動総合補償制度（以下「本補償制度」という。）について必要な事項を定めることにより、市民活動を側面的に支援し、その普及と促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 社会奉仕、青少年育成、社会福祉、社会教育その他別表第1に定める公益的な活動であつて次に掲げる要件を満たすもの及び市又は市が出資した法人（これに準ずる団体を含む。）の行う当該活動に類するもので市民が無報酬で参加するものをいう。
 - ア 報酬その他の収益（実費弁償に係るものを除く。）を目的としていないこと。
 - イ 計画的、継続的かつ自発的に行われているものであること。
 - ウ 政治、宗教、営利、自助、懇親を目的とした活動でないこと。
 - エ 日本国内の活動であること。
- (2) 市民活動団体 市民活動を行うためにおおむね5名以上の者により自主的に結成された団体で、市内に活動の拠点を有するものをいう。
- (3) 指導者 市民活動団体等において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（市外居住者を含む。）をいう。
- (4) スタッフ 市民活動団体等の構成員や指導者の補助員など市民活動の実施に伴ってその運営に従事する者（市外居住者を含む。）をいう。
- (5) 参加者 第1号に規定する市民活動に参加中の住民等（市外居住者を含む。）をいい、当該活動の観覧者や応援者は含まない。
- (6) 賠償補償対象者 市、市が出資した法人又はこれに準ずる団体、市民活動団体、市民活動の指導者及びスタッフをいう。
- (7) 傷害補償対象者 市民活動の指導者、スタッフ及び参加者をいう。

(保険契約)

第3条 市は、本補償制度を保全するための手段として、損害保険会社（以下「保険会社」という。）との間で保険契約を締結するものとする。

(適用事故)

第4条 本補償制度が適用される事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動中に賠償補償対象者の過失により市民活動中の指導者、スタッフ、参加者又は第三者の生命、身体、財物若しくは保管物に損害を与え、当該賠償補償対象者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故をい

う。

- (2) 傷害事故 市民活動中（当該活動の指導者により当該活動への従事又は参加が名簿等により事前に把握されている場合は、活動に伴う集合地、出発地又は解散地と傷害補償対象者の住所との間の通常の経路による往復途上中を含む。）に発生した急激かつ偶然、外来の事故で、傷害補償対象者が死亡し、若しくは負傷した事故をいう。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に起因して発生した市民活動中の事故については、適用しない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 賠償補償対象者の故意又は重過失
- イ 戦争、変乱、テロ、暴動、労働争議若しくは政治的又は社会的騒じょう
- ウ 地震、噴火、津波、洪水、その他天災
- エ 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- オ 賠償補償対象者が占有、使用若しくは管理をする車両によるもの
- カ 施設外における動物によるもの
- キ 1事故につき損害額が1万円以下のもの
- ク その他保険契約に定めるもの

(2) 傷害事故

- ア 傷害補償対象者の故意又は重過失
- イ 戦争、変乱、テロ、暴動、労働争議若しくは政治的又は社会的騒じょう
- ウ 地震、噴火、津波、洪水、その他天災
- エ 傷害補償対象者の脳疾患、疾病（熱中症・日射病・細菌性食中毒を除く）又は心神喪失によるもの
- オ 傷害補償対象者の自殺、犯罪又は闘争行為によるもの
- カ 細菌性食中毒
- キ 他覚症状のないむちうち症
- ク 傷害補償対象者の無資格運転又は酒酔い運転
- ケ 公務災害補償の適用を受けるもの
- コ 参加者がスポーツ活動を目的として結成された団体の行うスポーツ活動に参加したことによるもの
- サ その他保険契約に定めるもの

（損害賠償責任事故に係る補償内容）

第6条 損害賠償責任事故の補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他損害賠償金
- (2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用

- (3) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、調停等に要した費用で市の承認を得て支出したもの
- (4) 市に協力するために支出した費用
- (5) その他保険契約に定めるもの
(損害賠償責任事故のてん補限度額)

第7条 損害賠償責任事故のてん補限度額は、次の各号に掲げる額を限度額（以下「支払限度額」という。）とする。

- (1) 他人の身体に損害を与え、賠償補償対象者が損害賠償責任を負った事故は、1人につき6,000万円、1事故につき2億円とする。
- (2) 他人の財物に損害を与え、賠償補償対象者が損害賠償責任を負った事故は、1事故につき100万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、製造、販売又は提供した財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等により生じた事故については、前項第1号及び第2号に規定する1事故の支払限度額を、期間中の支払限度額とする。

(傷害事故の補償金支払額)

第8条 傷害補償対象者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に死亡した場合は、その法定相続人に対する死亡補償金は200万円とし、当該事故の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害が生じた場合の後遺障害補償金は200万円とする。

2 傷害補償対象者が傷害事故を原因として生活機能又は業務機能の滅失若しくは減少をきたした場合の補償金の額は入院又は通院した治療日数に応じて、入院補償金にあっては事故の日から180日を限度とし1日につき3,000円、通院補償金にあっては事故の日から180日までの間において90日を限度とし1日につき2,000円とする。

(事故報告)

第9条 市民活動中に事故が発生し、本補償制度の適用を受けようとするときは、市民活動団体の代表者又は当該活動の主催者等は、速やかに市長に事故報告書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する事故報告書には、団体の規約、団体名簿、活動計画、実施要項、パンフレット、参加者名簿等、当該事故が発生した活動が、市民活動として客観的に判断できる書類を添付しなければならない。

3 市長は、前項の報告があったときは、速やかにその旨を保険会社に通知するものとする。

4 第1項に規定する事故報告書の受付等の庶務は、当該市民活動団体に係る事務を所管する部署において行う。

5 当該市民活動団体を所管する部署との調整等の事務については、企画政策部地域振興課にて行う。

(活動の判定)

第10条 市長は前条第1項による報告があったときは、当該活動について調査及び審査し、市民活動であるかどうかを判定する。

2 市長は、当該活動が市民活動であると認めるときは、市民活動証明書(別記第2号様式)を保険会社に送付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による判定について、必要と認める場合は、東金市市民活動調査委員会(以下「委員会」という。)に調査させ、その報告に基づき当該活動に関する判定を行うことができる。

(委員会の設置)

第11条 前条の調査を行うため、必要に応じ委員会を設置する。

2 委員会に関する庶務は、企画政策部地域振興課において行うものとする。

(委員会の組織)

第12条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画政策部長
- (2) 企画政策部地域振興課長
- (3) 当該市民活動団体を所管し、又は業務上関連性を有する部署の長
- (4) その他市長が必要と認めた職員

(委員長及び副委員長)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、企画政策部長の職にある者をもって充てるものとし、副委員長は、企画政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員会の開催)

第14条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(補償金の請求手続き)

第15条 損害賠償責任事故に係る補償金の請求は、当該事故に係る加害者と被害者との法律上の問題が解決した後、加害者又は被害者(死亡した場合にあってはその法定相続人)が市の指定する手続きにより請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償金の請求は、死亡したとき又は必要な治療が終わった後、当該傷害に係る者(死亡した場合にあってはその法定相続人)が市の指定する手続きにより請求するものとする。

(補償金の支払)

第16条 市は、前条第1項及び第2項の規定により補償金の請求があった場合は、第3条に基づき、保険会社が求めるすべての必要書類を提出して保険金請求を行う。

(補則)

第17条 この要綱に基づく本補償制度の内容は、市と保険会社の合意のうえ決定するものとし、本補償制度運用上の疑義が生じたとき、本補償制度の改訂その他特別の事情が生じたときは、必要に応じ市と保険会社とが協議し、これを決定するものとする。

2 この要綱に定めのない事項については、保険契約の約款を準用する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた市民活動による事故の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた市民活動による事故の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

| | 対象となる市民活動 |
|--------------------|--|
| 1 奉仕的 活動 | <p>(1) 社会福祉施設等への援護活動（建物修理、植木手入、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理容、美容、マッサージ、通園・送迎の介助、託児、カウンセリング、おむつつくり等）</p> <p>(2) 老人・心身障害者（児）等への援護活動（老人給食サービス、生活介助、通話サービス、ガイドヘルプ、障害児の遊び・介助、就労・社会復帰支援、手話通訳・点訳・朗読奉仕等）</p> <p>(3) 清掃活動等（清掃活動、草刈り、路上違反広告物追放運動）</p> <p>(4) 資源回収・リサイクル活動</p> <p>(5) 公共団体が行う募金活動（共同募金、交通遺児募金等）</p> <p>(6) 地域防災活動（防災・防犯・防火活動等）</p> <p>(7) 交通安全活動（交通事故防止、違法駐車追放運動、自転車等放置防止活動）</p> <p>(8) 地域保健衛生活動（害虫等駆除、献血活動、住民検診活動、食生活改善等）</p> <p>(9) 災害救助活動（震災直後の倒壊物撤去作業、避難所での配食サービス等）</p> <p>(10) その他これらに類する活動</p> |
| 2 スポーツ・ 文化活動 | <p>(1) スポーツ活動</p> <p>バドミントン、卓球、テニス、水泳、バレーボール、弓道、オリエンテーリング、ハイキング、サッカー、歩け歩け大会、ドッジボール、バスケットボール、ラジオ体操、ゲートボール、ソフトボール、野球、スキー、スケート、ハンドボール、剣道、柔道、空手、拳法、居合、ボクシング、サイクリング、マラソン大会、なぎなた、キックベースボール、相撲、キャンプ、レスリング、サーフィン、ウインドサーフィン、ボーリング、アーチェリー、アメリカンフットボール、ラグビー、ホッケー、カヌー、体力テスト、マスゲーム、凧揚げ、ヨット、運動会、身障者スポーツ、幼児体操、エアロビクス、ジョギング等</p> <p>(2) 文化活動</p> <p>料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、詩吟、茶道、民謡、日本舞踊、盆踊り、町内会祭り、ダンス、短歌、俳句、囲碁、将棋、盆栽、邦楽、謡曲、演劇、人形劇、影絵、手芸、歴史学習、講座、講演会、研究会、読書会、地域文庫等</p> <p>(3) その他これらに類する活動</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>3 地域社会活動</p> | <p>(1) 地域住民組織（町内会、老人クラブ、子供会等）の運営（広告物配布、掲示板管理等）</p> <p>(2) 地域施設（区公民館等）の運営</p> <p>(3) その他これらに類する活動</p> |
| <p>4 市主催・共催事業</p> | <p>(1) 防災訓練、公民館自主事業、講演会、見学会、展示会、運動会等</p> <p>(2) その他これらに類する事業</p> |
| <p>5 その他</p> | <p>その他、市長が特に必要と認める活動</p> |